

立志の誓い

2月4日（木）に志賀町文化ホールで立志式が行われました。志賀中と富来中の2年生205人が立志を迎えました。

式では小泉町長が式辞を述べ、戸坂議長と穴田教育長が祝辞を贈りました。

また、「命を大切にしたい社会の実現」や「強い心と体を作り、自律の精神を養う」、「大きな夢を持ち、実現に向けて努力する」、「思いやりの心で社会に貢献する」と生徒全員で誓いました。

生徒を代表して志賀中の三津友靖君と富来中の西岡歩美さんが作文を発表しました。

20歳を迎えた自分への手紙をタイムカプセルへ入れました。この手紙は、成人式のときに本人へ返されます。



立志式の様子



おいしそうに食べるおばあちゃんたち

800人前の大漁鍋

からだ温まる名物大漁鍋祭り

2月11日（祝）に富来漁港で西海公民館主催の「冬の日本海波祭り 西海大漁鍋大会」が開かれました。

イベント名にもなっている大漁鍋は、800食分が用意されました。具には白菜やネギ、人参などの野菜と、メギスのつみれやタラ、カニ、甘エビなど魚介類もたっぷり入り鮮魚の販売コーナーでは、富来漁港で水揚げされた魚やズワイガニ、甘エビなどが並びました。販売開始とともにたくさんの人が買い求め、あっという間に売り切れてしまいました。そのほかにも、焼きそばや炊き込みご飯、焼き鳥、岩のりなどの販売もありました。その中で根強い人気を誇るシーフードカレーはホタテ、いか、エビなどが入り、「辛いけど、具たくさんでおいしい」と評判でした。

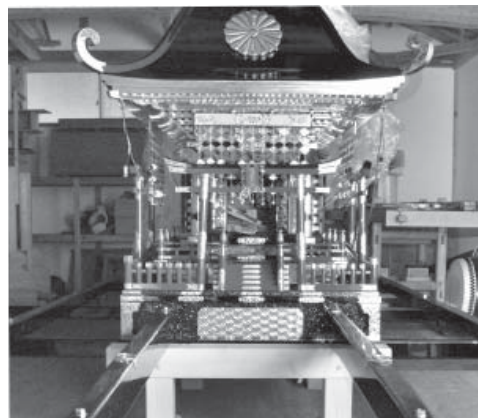
会場の外では、おからドーナツに長蛇の列ができるなど、大勢の人でにぎわいました。

宝くじ助成金で神輿が復活

このほど志賀町笹波の神輿の修復事業が完成しました。

修復された神輿は、平成19年3月に発生した能登半島地震によって大きく破損し、地元住民から心の寄り所として修復が強く望まれていました。

今回は、宝くじの受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を推進しその健全な発展と宝くじ普及の広報効果をもつ事業を対象とするコミュニティ助成事業として実施されました。



修復された神輿（志賀町笹波）

志賀町文化協会合同競技大会開催

志賀町文化協会では囲碁・将棋・かるた大会を開催します。皆さんの参加をお待ちしています。お問合せは文化協会事務局まで ☎ 32-9350

- 開催日・会場 : 平成22年3月7日(日) 志賀町文化ホール
- 受付 : 9:00 ~ 9:30 (各競技会場[各室]前で行います。)
- 開会式(合同) : 9:30 ~ 1階 芙蓉(和室)
- 競技開始 : 10:00 開始(各競技とも)
- 閉会式(競技ごと) : それぞれ各会場で行います。
- 参加費 : 囲碁: 1,000円(昼食代込み)、将棋: 大人1,000円 小人500円(昼食代込み)
かるた: 無料
- 参加資格 : 志賀町在住の人

囲碁の部 競技会場 (3階 32研修室)

1. 競技ルール

日本棋院の規定に準じ、競技方法は以下のとおりとする。

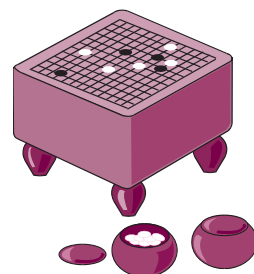
- ①1部(4段以上)、2部(2・3段)、3部(初段、級位者)の3部制とし、リンク方式で行う。
- ②段級差ハンディ 1子の手合割とし、持碁は白勝ち、互先は6目半のコミ出しとする。
- ③対局時間(持ち時間)は35分とする。(1部は対局時計使用)

2. 表彰

各クラス優勝、準優勝、第三位、敢闘賞とする。

3. その他

志賀町囲碁協会が決定する。



将棋の部 競技会場 (2階 22研修室)

1. 競技ルール

日本将棋連盟競技規則に準じ、総平手戦とする。

- ①予選: 4人リーグ戦で行い、うち2名が2勝以上をし予選通過とする。
 - ・勝者は勝ち抜きトーナメントへ進出
 - ・敗者は二部として勝ち抜きトーナメントへ進出

②対局時間は30分切れ負け

2. 表彰

一部・二部優勝、準優勝、第三位×2

3. その他

志賀町将棋愛好会が決定する。



かるたの部 競技会場 (1階 和室「芙蓉の間」)

1. 競技ルール

全日本かるた協会の規定に準じて行う。全競技男女混合で以下の4部門とする。

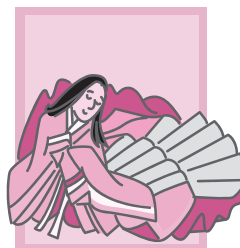
- ①第1部・・・一般の部
- ②第2部・・・有級者の部
- ③第3部・・・無級者の部
- ④第4部・・・初心者の部

2. 表彰

各部とも優勝、準優勝、第三位、敢闘賞

3. その他

志賀町かるた協会が決定する。



主催/志賀町文化協会

主管/志賀町文化協会競技部会

後援/志賀町教育委員会、北國新聞社

・弁護士（元高等検察庁検事）
愛知学院大学法科大学院特任教授
國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなる法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保険推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。

法 相 談 律

囲繞地に道路を作ることはいくら

Q：先日格安の土地を見つけたのでその土地の詳しい資料を取り寄せました。資料によるとその土地は、袋地となっているようで、他人の土地を通らなければ公道に出られないようでした。売主である不動産業者に尋ねたところ、隣の家の敷地を通行できるように車用の道路も作れるから問題ないとのことでした。本当にできるのか、また費用がどうなるのかを教えてください。

A：あなたが見つけた土地は袋地であるということですが、袋地とは、他の土地に囲まれていて公道に通じていない土地のことです。袋地を囲む周囲の土地のことを囲繞地と言います。袋地の所有者は、囲繞地を通行しなければ公道に出られませんから、周囲の土地を通行する権利は囲繞地通行権（または袋地通行権とも言います）として民法によって保障されています。したがって、通路を通ることができず、通路が通りやすいように整地などもできるほか、夜間の通行に備えて照明器具をつけることもできます。ただ、通路として使う場所については、土地所有者にとって迷惑のかわからない場所であれば認められません。あなたが通路として整地した場所が、土地所有者の迷惑な場所であった場合には、トラブルとなり、最悪の場合には裁判まで発展する可能性があります。整地などをする前に、どの場所が問題ないかを土地所有者と話し合うとよいでしょう。

また、袋地の所有者は、「必要あるとき」に道路を開設することができるかとされています。例えば、土地が水びたしとなってしまう、雨の度に通行できなくなるなど、そのままにしておく支障があるため、舗装する必要があるような場合をさします。しかし、自動車を通れるような道路が作れるかどうかは微妙なところ。問題となる土地の形状・性質、車が不可欠な生活の足であることといったような地域柄など、諸般の事情によって決められます。裁判例もケースによって異なる判断を下しており、常に車による囲繞地の通行が認められるわけではありません。

できれば、後々のトラブルを避けるためには、安易に業者の言葉を信用しないで、土地を買う前に自らも隣地の所有者と話し合いの場を持ち、道路用の土地を借りられるようにするなどの準備をした上で、購入するかどうかの判断をしたほうがよいといえます。

道路の開設にかかる費用については法律でとくに定められていませんが、通常、利益を受けるのはあなたの所有する土地ですから、自分で負担することになるでしょう。

囲繞地通行権は袋地所有権に伴う当然の権利なので、他人の土地の所有者が変わっても当然主張できるし、袋地を相続した場合も、囲繞地通行権を取得することができます。

無料法律相談を開催します

- ◆とき 3月29日（月）
- ◆ところ 志賀町本庁相談室 10時から16時
- ◆相談弁護士 國田武二郎弁護士（堀松出身・名古屋在住）
- ◆相談時間 1人30分（要予約）
- ◆募集定員 9名（予定）
- ◆定員になり次第締め切ります。
- ◆※申込用紙は住民課と富来支所総合窓口にあります。

◆お問い合わせ先 住民課 ☎ 32-9121

町内IP8-32-9121

SHIKATAWN
情報パーク

INFORMATION PARK

納税は
お忘れなく!!

納税のお知らせ
国民健康保険税第9期の
納期限は3月31日(月)で
す。

相談
総合相談(無料)

総合相談所を町内2カ所で開催します。どちらの地域でも相談できます。お気軽にお越しください。※秘密は厳守します。

- ◆日時 3月12日(金)10時~15時
- ◆場所 志賀町文化ホール2階
- ◆日時 3月10日(水)10時~15時
- ◆場所 富来活性化センター2階
- ◆日時 3月17日(水)14時~15時30分
- ◆場所 ハローワーク相談

◆場所 富来活性化センター
◆商工観光課 ☎32・9341
◆町内 P 8・32・9341

◆日時 3月10日(水)
13時30分~15時30分

◆場所 役場本庁舎相談室
◆健康福祉課 ☎32・9131
◆町内 P 8・32・9131

母子自立支援相談

母子家庭の方々の相談にんでいます。くらしのこと、子どものこと、貸付金のこと、就職のことなど、どんなことでもお気軽に相談ください。

◆日時 3月25日(木)10時~15時
※毎月第4木曜日

◆場所 役場本庁舎相談室
◆子育て支援課
☎32・9122
◆町内 P 8・32・9122

志賀町要保護児童対策地域協議会より
子どもたちを虐待から
守るために

平成20年度の全国の児童相談所に対応した児童虐待相談件数は、約4万3千件と年々増加している状況で、早期発見・早期対応が望まれます。

私たちが「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こすことが重要です。あなたからの児童相談所や町への連絡が子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

「虐待を受けたと思われる子ども」に気づいたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには児童相談所や町に連絡またはご相談ください。

- ◆七尾児童相談所
☎0767・53・0811
- ◆志賀町子育て支援課
☎32・9122
- ◆町内 P 8・32・9122

七尾法律相談センター

◆日時 毎週木曜日
(祝・祭日は除く)
13時30分~16時

◆場所 七尾駅前パトリア
5階「フォーラム七尾」

◆相談料 30分以内5千円

※ただし、次のいずれかの場合は相談無料です。

- ①クレサラ相談
- ②負担が困難な人で法律扶助資力基準に該当する人

◆助産師希望者は相談日前日の17時まで金沢弁護士会(☎076・221・0242)へ電話予約してください(先着5人)。

お知らせ

聴覚障害者の皆さんへ

手話通訳者の設置日のお知らせ
皆さんご相談、行政手続きなどに対応しますので、どうぞお気軽にご利用ください。

◆健康福祉課窓口
※第1・第2・第3・第4(火曜日)10時~正午(3/2・9・16・23)

- ◆富来支所総合窓口
※第1・第3(水曜日)14時~16時(3/3・17)
- ◆結婚仲人奨励金制度を廃止します
平成22年3月末で、結婚仲人奨励金制度が廃止されます。

結婚仲人奨励金の申請は婚姻の日から1カ月以内となります。申請を予定している仲人の人は、3月中に申請書を提出してください。4月以降の申請については受付できませんのでご了承願います。

◆申請要件など詳しいことについてはお問い合わせください。

献血を実施します

◆日時 3月12日(金)
10時~正午 13時~16時

◆場所 役場 本庁舎1階

◆日時 3月29日(月)
10時~正午 13時~15時30分

◆場所 富来行政センター
石川県では400ml献血にご協力をお願いしています。

募集

傾聴ボランティア養成講座を開催します

高齢者の施設やサロン、在宅の高齢者などを対象として活動する傾聴ボランティア活動者の育成を目的として講座を開催します。

傾聴（相手の話に耳を傾け、話を聴く）に必要な心構えや技術などを学んでみませんか。

◆日時 3月5日（金）
3月12日（金）

いずれも13時30分～15時30分

◆場所 志賀町文化ホール

◆対象 傾聴ボランティアに関心のある方 20名

◆受講料 無料

◆申込先 志賀町社会福祉協議会・志賀町ボランティアセンター
〒32-1363



てんと市

◆日時 3月23日（火）

8時30分～13時

◆場所 道の駅「旬菜館」前

※皆さんのお越しをお待ちしています。

花のミュージアム フローリィ オープン

オープニングイベントとして地元中学校吹奏楽部の演奏会などのイベントを開催します。クラフト体験教室やカフェのメニューも新作を追加しました。ジャズミンやセラニウムなどの草花たちが、春満開の館内で皆さんのお越しをお待ちしています。

3月のイベント

☆志賀中学校吹奏楽部演奏会
3月20日（土）14時～

オープンを地元中学生の賑やかな演奏で彩っていただきます。

☆オープン記念

3月20日（土）～22日（月）
先着250人にハーブの種をプレゼント!!

☆『アリス館志賀&フローリィ2会場クイズラリー』

3月20日（土）～22日（月）・27日（土）・28日（日）
◇今月のギャラリー

『水墨画展』 志賀町水墨画会

☆ギャラリー出展者募集
※詳しくはお問い合わせください。

◆花のミュージアム フローリィ
〒0767-32-8787

ボランティア講演会を開催します

◆演題 「死んだらあかん 東尋坊の命の番人」

◆講師 NPO法人、心に響く文集・編集局 代表理事 茂

幸雄氏

福井県三国町にある東尋坊で、自殺を図る人達を少しでも救おうと活動している。

◆日時 3月18日（木）
10時～11時30分

◆場所 志賀町文化ホール

◆対象 ボランティア活動に関心のある人

◆参加費 無料

◆申込先 志賀町社会福祉協議会・ボランティアセンター
〒32-1363 FAX 32-3277

第10回石川県障害者スポーツ大会が開催されます

◆日時 5月30日（日）

◆場所 西部緑地公園陸上競技場

いしかわ総合スポーツセンターほか

◆対象 県内在住、在勤、在学の13歳以上の障害者（身体・知的・精神）

◆実施競技 陸上、水泳、アーチェリー、卓球、ボウリング、フライングディスク、バレーボール

◆参加締切 3月26日（金）

◆参加申込・お問い合わせ
健康福祉課 32-9131 町内IP 8-32-9131

志賀町社会福祉協議会 32-1363 本所 32-2545 富来支所

3月の窓口延長業務のお知らせ

お知らせ

住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明・所得証明等の発行業務

3月6日（土）・13日（土）・20日（土）・27日（土）
9時～12時30分

（注意）

●窓口延長業務は志賀町本庁舎の住民課窓口での取り扱いとなります。

●諸証明発行業務で一部取扱いできない業務もありますので、事前に電話などで確認の上、窓口にお越しください。

住民課 32-9121
町内IP 8-32-9121

4月から肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されます

対象者 ○認定基準に該当する肝臓機能障害のある方
○肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している人

手続き 申請書、診断書、写真（縦4cm×横3cm）を志賀町健康福祉課または富来支所総合窓口へ提出してください。

※診断書は、身体障害者福祉法に基づく指定医が作成したものに限り、認定は平成22年4月1日以降となります（申請は3月でも行えます）。

【認定基準】

主として肝臓機能障害の重症度分類である Child - Pugh 分類によって判定します。

3カ月以上グレードCに該当する人が、おおむね身体障害者手帳の交付対象となります。ただし、診断前の6カ月間にアルコールを摂取している人などは対象とはなりません。

※ Child-Pugh（チャイルド・ピュー）分類とは肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値によって肝臓機能障害の重症度を評価します。

【お問い合わせ先】

志賀町健康福祉課障害福祉担当 ☎ 32-9131
町内IP 8-32-9131

次世代育成助成金の申請はお済みですか？（平成21年度後期分）

2人以上の児童を養育し、その家庭の2人目からの児童が3歳未満児として保育所に入所している人の保育料の一部を助成します。（保護者も児童も町内に住所を有していることが必要です。）

提出期限 平成22年3月5日（金）
期限後は受け付けできません。

お問い合わせ 志賀町子育て支援課
☎ 32-9122 町内IP 8-32-9122

志賀町不妊治療費助成のお知らせ

平成21年4月～平成22年3月診療分の不妊治療費助成を希望する人は、3月末日までに申請してください。

お問い合わせ 志賀町子育て支援課
☎ 32-9122 町内IP 8-32-9122

春からのスポーツ活動をする前に（スポーツ安全保険加入のご案内）

平成 22 年度のスポーツ安全保険の加入受け付けが 3 月から始まります。この保険は、アマチュアのスポーツ・文化・ボランティア活動などを行う 5 人以上の団体を対象として、活動中の傷害事故や賠償責任を負う事故の補償を行います。突然死に対しても見舞金をお支払いします。保険に加入することで、みなさんが安心してスポーツ活動などを行う事を目的とした補償制度です。

【お問い合わせ先】財団法人スポーツ安全協会石川県支部 ☎ 076-225-1851 生涯学習課スポーツ振興室 ☎ 32-1111

※申込書は総合体育館または富来勤労者体育センター受け付けでお受け取りください。

【保険掛金・補償額】

加入対象者	補償される活動など	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 (支払限度額)	共済見舞金	
			死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)			
子ども (中学生 以下)	団体活動全般	600 円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	大人の団体と同補償	180 万円	
	団体活動全般	1,150 円	2,100 万円	3,150 万円	5,000 円	2,000 円			
	上記以外の活動 (個人活動・個人練習など)		100 万円	150 万円	1,000 円	500 円	身体・財物賠償 合算 1 事故 500 万円	対象外	
大人	高校生 以上	文化・ボランティア・ 地域活動	600 円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	身体・財物賠償 合算 1 事故 5 億円 ただし、身体賠償 は 1 人 1 億円	180 万円
		スポーツ活動、活動 の指導	1,600 円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円		
		子どものスポーツ活 動の指導のみ	1,100 円	1,000 万円	1,500 万円	2,500 円	1,000 円		
	65 歳 以上	スポーツ活動	800 円	600 万円	900 万円	1,800 円	1,000 円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動 (冬山登山、アメリカンフ ットボールなど)	9,000 円	500 万円	750 万円	1,800 円	1,000 円			

志賀町奨学資金貸付のご案内

町では、経済的理由などで高等学校・大学などへの修学が困難な町民に対し、奨学資金の貸付を行っています。

●対象者

次の要件をすべて満たしている人です。

- ① 平成 22 年 4 月に高等学校、大学など（専修学校は修業年限が 2 年以上の専門課程）に入学する人または、在学中の人
- ② 申請者および保護者が 1 年以上町内に在住の人
- ③ 保護者の平成 21 年中の総所得金額が 500 万円以下の人（大学修学生が 2 人以上になる場合は 700 万円以下）
- ④ 在学する（新 1 年生の場合は卒業した）学校長の推薦を経た人

※ 6 月下旬の選考委員会を経て決定し、4 月分からの貸付開始となります

●貸付月額（貸付は無利子）

高校・高専	12,000 円
大学・専修学校	国公立 36,000 円
	私立 48,000 円

●提出書類 申請書は役場 3 階教育委員会学校教育課または富来支所総合窓口にあります

- ① 奨学資金貸付申請書
- ② 申請者、保護者の世帯全員の住民票（本籍など省略していないもの）
- ③ 学校の長または学部長の推薦調書および成績証明書
- ④ 作文 タイトル「今、学びたい事と自分の将来について」（400 字以上 800 字以内）
- ⑤ 申請者本人の 3 カ月以内の上半身写真（タテ 3cm×ヨコ 2.5cm）
- ⑥ 保護者（またはそれに代わる人）の平成 21 年度納税証明書
- ⑦ 保護者（またはそれに代わる人）の平成 22 年度町県民税（所得・課税）証明書

●書類提出期限 6 月 18 日（金）必着

【お申し込み・お問い合わせ先】

志賀町教育委員会学校教育課 ☎ 32-9360（直通） 町内 I P 電話 8-32-9360